生駒市文化財保護審議会会議録　要点筆記

１ 開催日時　令和７年８月２８日（木）午後２時００分～

２ 開催場所　生駒ふるさとミュージアム　多目的室

３ 出 席 者 （委　員）　谷山委員　中谷委員　藤澤委員　前川委員　吉川委員
（事務局）　坂谷生涯学習部長　甫田生涯学習課長
上田生涯学習課文化振興係長
西川生涯学習課文化振興係主任
（生駒ふるさとミュージアム）山内館長、吉田学芸員

４ 会議の公開・非公開　　公開　　傍聴人　なし

５ 案　　件
(１)　市指定文化財の新指定候補について
(2)　令和７年度事業執行状況について（中間報告）
(3)　その他

案件1：市指定文化財の新指定候補について

（事 務 局）本日の審議会は、7 月 15 日（火）に開催された教育委員会 7 月定例会において、新指定文化財について文化財保護審議会へ諮問していい旨、可決されたことに基づき開催します。

（藤澤会長）本日は、新指定文化財候補 2 件の資料をご覧いただき、指定文化財調書の内容と併せて、皆さんの意見を頂戴します。

1. 文政13年おかげ参り柄杓

【候補資料を実見しながらの質疑】

（事 務 局）内容説明

（藤　　澤）実用品の柄杓としてはとても丁寧なつくり方です。表面には漆が塗布されていませんか？これは、おかげ参り後の記念品ではないのですか？

（事 務 局）参宮道中での施行を受けるために必要なので、持参していたものと捉えるのが妥当です。

（前　　川）竹を削り出した柄杓は珍しいのですか？

（事 務 局）発掘の出土事例（後日補足：や絵図に描かれる柄杓など）でも曲物が一般的です。竹の柄杓は、生駒という土地柄も考慮し、茶道具との関わりが深いのではないでしょうか。今後、高山町の柄杓の職人にも見てもらい、意見を聴取してみたいと思います。

（吉　　川）この柄杓は、一般的な柄杓と比べると小さく見えますね。

（事 務 局）容量は100ml程度です。

（藤　　澤）施しを受け取るには小さ過ぎますが、喉を潤す程度なら、適当だと思います。

（事 務 局）柄については、柄杓に残る痕跡に基づき、刺し通し式のものを復元作成しています。今後、類例となる絵図や、柄杓職人の意見などを参考に、より妥当な柄の復元についても検討したいと思います。

（吉　　川）判読不明となっている墨書の一文字は、本当に読めませんか？

（谷　　山）文政十三年の「年」とは書体が異なりますので、この文字を「年」と読むのは難しいです。

（藤　　澤）底に書かれた「うる3月2日」は、出発した日ですか、帰ってきた日ですか？

（谷　　山）文政のおかげ参りは、3月に阿波国から発生していますので、「うる3月2日」は出発日と理解するのが妥当と思われます。

（中　　谷）おかげ参りの柄杓は一般的にはもう少し大きいものですか？

（谷　　山）そもそも残らないものなので、現存するもので比較するならば、相生市指定文化財の「おかげ参り柄杓奉納額」の事例くらいしかありません。それを確認してみてはどうですか。

（中　　谷）使用した柄杓はどこかに納めてくるのですか？

（谷　　山）外宮の北御門橋の脇に納めています。「御陰参宮文政神異記（おかげまいりぶんせいしんいき）」には、参宮者が使用した柄杓がうず高く積み上げられている様子が描かれています。

（吉　　川）柄杓はおかげ参りのために作られたものですか？

（谷　　山）恐らくそうだと思います。おかげ参りは宝永、明和を経て、「抜け参り」から「おかげ参り」と呼ばれるように変化する中で、柄杓を携えて参宮するスタイルになっていったようです。

（吉　　川）柄杓の形態にかかわらず、柄杓を持参するということが大事だったということですね。

【討議】

（藤　　澤）おかげ参りの柄杓について、意見や今後の課題はありませんか？

（谷　　山）おかげ参りは、通常伊勢参りできない人が実現できる絶好の機会です。文七は、俵口の庄屋の家族でしたが嫡子ではなく、通常では伊勢参りが行える立場ではありませんでした。手の込んだ竹製の柄杓を持参し、参宮しているということは、庄屋の家族であったことと符合します。

　おかげ参りに持参した柄杓が残っている事例が少ないこと、また、残っている事例については文化財指定されていること、さらに本事例では、どこの誰の持ち物であったかということまで判明していることなどを踏まえ、柄の部分は残存しませんが、非常にすぐれた作品といえますので、十分に指定文化財にする価値があります。

（吉　　川）指定にふさわしいと思います。

（藤　　澤）加えて、柄杓全般についてももう少し調べて、素材・用途・製作技法等の違いを比較することで、この柄杓の良さをさらに引き出すことができるのではないでしょうか。併せて、竹製容器の多様性についても少し調査してみて、竹製柄杓の良さをさらに引き出せると、なお良いのではないかと思います。

2. 旗本堀田家（中谷吉兵衛発行）銀札版木

【候補資料を実見しながらの質疑】

（事 務 局）内容説明

（吉　　川）表（おもて）面中段の額面の両側には何と書かれていますか？

（事 務 局）向かって右側から「慶應元丑季（年）」、「智行所嘉限」と書かれています。

（谷　　山）智行所（知行所）嘉限ということなので、堀田家が高山で所領する範囲に限って取引するという旨が記されています。

（山　　内）中谷家は醸造業を営んでいましたが、この頃はすでに醤油を造っていましたか？

（谷　　山）いつまで継続していたかは不明ですが、この頃には造っていました。主に醸造業で財を成し、堀田家の支配下で勢力を伸ばしました。

　中谷家について補足しますと、旗本知行所の在地有力者でしたが、薩摩藩とも関係を持ち、物産の取引や、薩摩藩が大坂堺に建てた紡績所に綿を供給するなどして、さらに莫大な財力を保持していました。

　銀は秤量貨幣で計量に手間がかかり、取引が面倒でした。そこで、簡便に取引が進められる旗本札が発行されましたが、紙切れをいざ銀に交換するとなった場合には、現物の準備が必要となることから、確実に財を蓄えた、信用のある中谷吉兵衛が発行元となり、引替所の役割を担いました。

（山　　内）そもそも、なぜ版木を 3 分割する必要がありましたか？

（事 務 局）一般的には、表（おもて）面中段の部品を取り換えて、様々な額面の札を印刷するためです。（後日補足：部品を分割保管することで発行元以外が勝手に増刷［偽造・捏造］することを防ぐことも目的と考えられる。）

（山　　内）版木②の裏面は上段下部の「山」と「州」の文字の途中で切れており、その残りは中段の版木に記されている。別の版木と組み替えることは難しいのではありませんか？

（事 務 局）部品ごとの部材の切り分けと版面の割り付けにズレが生じたのが原因でしょうか。（後日補足：裏面の版木なので、額面を示す部品がなく、基本的に交換する必要がない。）

（事 務 局）連結している貫をはずして分解を試みたのですが、抜けませんでした。

（藤　　澤）蟻継ぎになっており、そもそも抜けない構造にしているのではないですか。一方、部品が劣化し、取替えるのであれば、取り外しも必要になるでしょうか。

（事 務 局）（後日補足：分割保管のため、外せるようになっていたと思うが、はずしにくい構造であったのではないか。）

（藤　　澤）3分割にしている理由の一つとしては、一木で作ると経年でねじれが生じる恐れがあるから、それを防ぐためにも分割して作成したのではないでしょうか。

（事 務 局）いずれの部材も柾目材を用いており、裏面には年輪の中心部が確認できます。藤澤会長の指摘に符合しており、形状の変化を予防する配慮があったのかもしれません。

（山　　内）素材はヒノキということですが、どこの事例もそうですか？

（事 務 局）硬い材質の木材（ヤマザクラ・ツゲ）などが多いようです。この度は、奈文研の建造物の研究員に鑑定していただいた。1件目のおかげ参り柄杓の表面の塗布状況や、2件目の版木の木箱内に残る試し刷りの札などについては、理化学的な分析を行い、その結果を指定文化財の概要に肉付けできると、よりわかりやすい調書になると考えています。

また、試し刷りの札は、今回の指定物件の附指定に入れ込んでしまうか、将来的な理化学分析結果等の裏付けを待って追加で附指定するか、後ほどご意見を頂戴したいと思います。

【討議】

（藤　　澤）附指定となる関連資料の取り扱いをどうしますか？試し刷りの札のほか、まだまだ関連資料が出てくる可能性はありますか？

（事 務 局）ミュージアムに保管している資料の中には、印章のコレクションが十数点、各地の藩札コレクションが数十点確認できます。これらを精査し、版木を印刷した札に朱肉で押捺する印章や流通していた堀田家の旗本札が含まれていないかを確認する必要があります。

（藤　　澤）説明のあった資料の調査結果を待って、一括で指定する方がよいか、それとも今回の文化財指定調書に示された版木と木箱をまず指定し、新たに関連が判明したものは追加指定にすればよいか。

（吉　　川）まずは、諮問に上がっている版木と木箱を指定し、あとは、追加指定、追加附指定すればよいのではないでしょうか。

（藤　　澤）吉川委員の意見に異論ありませんか。

（委　　員）異議なし。

（藤　　澤）では、委員の皆さんの意見に沿って進めてください。

（谷　　山）県内の版木類例の補足ですが、先ほど紹介のあった大和郡山市の「旗本三好家銀札版木」のほかに、王寺町の「藤井問屋（運送会社）関係印判類」があります。藤井村の池内家は大和川の物資の流通に関わっており、私札銀札を発行しています。以上2件は、それぞれ市・町の指定文化財となっています。今回の堀田家の銀札版木も状態よく残っており、生駒市の指定文化財になりうる内容です。

（吉　　川）次回の審議会では答申の内容を示してもらうのですか。

（藤　　澤）事務局の予定としては、いつ頃ですか。

（事 務 局）まずは、2件の諮問に対する委員の皆様の指導内容・合意内容等を改めて整理します。

・1件目の柄杓については、高山のお茶道具との関連性もあることから、柄杓の職人さんにも見てもらい、意見を聞く。指定名称は「文政 13 年おかげ参り柄杓」とする。

・2件目の銀札版木については、諮問を受けた版木6組と木箱5点をまず指定文化財の対象とする。試し刷りの札や印章等については後日精査を行い、その結果に基づき改めて追加指定とする。指定名称は「旗本堀田家銀札版木」とし、中谷吉兵衛の評価については、指定調書の中に明記する。

これらの内容に基づき、12月に答申を予定しています。今回意見を頂戴した課題を反映させた内容を答申前にお返しし、皆様に確認して頂いたうえで、12月の答申を迎える計画で考えています。そして、年明け1月の教育委員会で新指定の議決を受ける予定です。

（藤　　澤）では、その計画で進めてください。

案件2：令和7年度事業執行状況について（中間報告）

（事 務 局）内容説明

（谷　　山）2 市史編さん事業との連携・調査業務の宝幢寺所蔵史料の目録作成内容については、聖教や版木類の調査成果が重要であれば、次年度での古文書類の文化財調査報告書としての刊行を検討してください。

案件3：その他

（事 務 局）次回の審議会は、12月10日（水）での開催を予定している。開催通知をお送りするタイミングで修正版の文化財指定調書と答申案をお送りする予定である。

（藤澤会長）他になければ、令和7年度第1回生駒市文化財保護審議会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。